



電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令における事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関係事項の届出書

北電工ネ第11号
平成28年10月31日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 真弓 明彦

別表に掲げる電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関係事項を定めたので届け出ます。

(別 表)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令	
第 9 条第 2 項	第 9 条第 1 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 1 1 条第 2 項	送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
第 1 2 条第 2 項	第 1 2 条第 1 項に規定する値に代わるものとして設定した値
第 1 6 条第 2 項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費または需要家費への配分基準
第 2 5 条第 3 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
第 2 9 条第 2 項	離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
第 2 9 条第 4 項	離島供給に係る燃料費調整制度における基準調整単価

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第9条第2項関係]

1. 設定した基準

項 目	配 分 基 準	整理分類
損害保険料	受電用変電設備および配電用変電設備の帳簿価額比	活動帰属基準
開発費	〃	配 賦 基 準
開発費償却	〃	〃
株式交付費	〃	活動帰属基準
株式交付費償却	〃	〃
社債発行費	〃	〃
社債発行費償却	〃	〃
法人税等	〃	配 賦 基 準
電気事業報酬	〃	〃

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第2第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
[第11条第2項関係]

	配 分 基 準
給料手当（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	〃
雑給（環境対策費を除く。）	〃
消耗品費（環境対策費を除く。）	総アンシラリーサービス費は送配電関連固定費に配分する。総離島供給費，総送電費，受電用変電サービス費，配電用変電サービス費，低圧配電費，高圧配電費および給電費については，均等比率（1：1）で送配電関連固定費と送配電関連可変費に配分する。
修繕費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に配分する。
託送料	契約実態に即して，電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に，それ以外は送配電関連固定費に配分する。
事業者間精算費	送配電関連可変費に配分する。
委託費（環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に配分する。
養成費（環境対策費を除く。）	〃
諸費（環境対策費を除く。）	〃
地帯間購入電源費	契約実態に即して，電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に，それ以外は送配電関連固定費に配分する。
地帯間購入送電費	〃
他社購入電源費 （再エネ特措法交付金相当額を除く。）	〃
他社購入送電費	〃

送配電関連固定費または送配電関連可変費への配分基準
[第11条第2項関係]

	配 分 基 準
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	送配電関連固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 （貸方）（環境対策費を除く。）	〃
地帯間販売電源料	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電関連可変費に、それ以外は送配電関連固定費に配分する。
地帯間販売送電料	〃
他社販売電源料	〃

第12条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
 [第12条第2項関係]

1. 設定した値

	内 容
最大電力	第12条第1項第1号に掲げる最大電力のうち、特別高圧需要については昼間時間（8時から22時）に発生した値とし、夜間時間（昼間時間以外の時間）に発生した最大電力は考慮しないものとする。
口 数	第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備に係る費用の配分については、第12条第6項第1号に定める割合を同条第1項第6号の値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定するものとする。 具体的には、配電設備のうち、架空電線路・地中電線路・電流制限器・計器に係る費用および屋内配線の調査・測定委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

	理 由
最大電力	特別高圧需要における最大電力は、昼間時間からの負荷移行の結果、夜間時間に発生しているものの、最重負荷日における総需要の最大電力は昼間時間に発生しており、特別高圧需要における夜間時間に発生した最大電力は考慮しない方が適切な配分になると考えられるため上記値によることとした。
口 数	需要家費の三需要種別への配分にあたり、設備の差異、費用の発生の原因等を反映するため上記値によることとした。

託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費または需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）を、以下の配分基準により、送配電関連固定費、送配電関連可変費および需要家費に配分することとする。

1. 託送収益（電源線に係る収益を除く。）

	配分基準
送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

2. 事業者間精算収益

事業者間精算収益	送配電関連可変費に配分する。
----------	----------------

託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）および電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費、送配電関連可変費または需要家費への配分基準

[第16条第2項関係]

3. 電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）

	配分基準
送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

4. 電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）

	配分基準
送配電関連固定費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第11条第1項の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合
需要家費	第10条の規定により整理された需要家費、第11条第1項の規定により整理された送配電関連固定費および送配電関連可変費の合計額のうち、第10条の規定により整理された需要家費の占める割合

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第25条第3項関係]

第25条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

- (1) 接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金
送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。
また、接続送電サービス料金については、送配電関連設備の利用状況を踏まえ、標準接続送電サービスのほか、これに代えて選択できる次のサービスを設定する。

[時間帯別接続送電サービス]

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の差を勘案し、昼間と夜間の時間帯別に電力量料金率を定めるものとする。

[従量接続送電サービス]

自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電力量料金率を定めるものとする。

[電灯定額接続送電サービス]

低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合で、使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた定額制料金を定めるものとする。

なお、臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービスおよび低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。

- (2) 夜間時間に最大需要電力等が発生する場合の割引措置

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、高圧または特別高圧で供給する場合で、基準託送供給における送配電関連設備の利用において夜間時間に最大需要電力等が発生し、かつ、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受けるときには、昼間時間と夜間時間の固定費負担の差を勘案し、昼間時間の最大需要電力等を上回る部分に応じて算定した割引額を、基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は、需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制および定額制により設定する。

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第25条第3項関係]

3. 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

潮流状況を改善すると評価できる地域を、市町村ごとの発電電力量および需要電力量等から設定し、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を発電する発電設備が、当該潮流状況を改善すると評価できる近接性評価地域（札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、千歳市、小樽市、江別市、岩見沢市、石狩市、恵庭市、北広島市、北斗市、登別市、滝川市、網走市、根室市、美唄市、赤平市、音更町、釧路町、七飯町、倶知安町、余市町、岩内町、南幌町および妹背牛町）に立地する場合は、当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合〔再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、契約者が指定した当該発電設備に係る電気を調達する場合を除く。〕の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に割引額を算定の上、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

なお、平成28年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する場所で、旧近接性評価地域（上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局および根室振興局。ただし、近接性評価地域を除く。）に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所については、当分の間、近接性評価割引対象地域に含めるものとする。

また、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ、受電電圧ごとに設定する。ただし、平成28年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で、旧近接性評価地域に立地し、かつ、標準電圧が6,000ボルト以上の発電場所に係る近接性評価割引単価は、受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合の単価を適用する。

離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
[第29条第2項関係]

石 油	1.0000
-----	--------

離島供給に係る燃料費調整制度における基準調整単価
[第29条第4項関係]

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価
		円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ. 電灯定額接続送電サービス		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0. 0 0 4
20Wまで	"	0. 0 0 9
40Wまで	"	0. 0 1 7
60Wまで	"	0. 0 2 5
100Wまで	"	0. 0 4 2
100Wをこえる 50Wまでごとに	"	0. 0 2 1
小型機器		
50VAまで	1 機器	0. 0 1 3
100VAまで	"	0. 0 2 5
100VAをこえる 50VAまでごとに	"	0. 0 1 3
ロ. 電灯臨時定額接続送電サービス		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 0 0 0
100VAまで1日につき	"	0. 0 0 1
100VAをこえ500VAまでの 100VAまでごとに1日につき	"	0. 0 0 1
1kVAまで1日につき	"	0. 0 0 6
1kVAをこえ3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	"	0. 0 0 6
ハ. 動力臨時定額接続送電サービス		
1日につき	1 kW	0. 0 0 8
(2) 従量制供給の場合	1 kWh	0. 0 0 1